

浜松市土木工事共通仕様書 第8回改定 新旧対照表

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
8-4	<p style="text-align: center;"><b>第8編 砂防編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 砂防堰堤</b></p> <p><b>第6節 コンクリート堰堤工</b>  <b>1-6-4 コンクリート堰堤本体工</b>                      (追記)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8編 砂防編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 砂防堰堤</b></p> <p><b>第6節 コンクリート堰堤工</b>  <b>1-6-4 コンクリート堰堤本体工</b>                      13. 受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」(砂防・地すべり技術センター)、「現位置攪拌混合固化工法(ISM工法)設計・施工マニュアル」(先端建設技術センター ISM工法研究会)の規定による。                      なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>
8-15	<p style="text-align: center;"><b>第3章 斜面对策</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。                      全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成19年9月)                      (略)                      地すべり対策技術協会 (追記) 地すべり鋼管杭設計要領 (平成20年5月)                      地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年12月)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 斜面对策</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。                      全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月)                      (略)                      斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領 (平成28年3月)                      斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年12月)</p>
8-18	<p><b>第4節 擁壁工</b>  <b>3-4-8 落石防護工</b>                      2. 受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p>	<p><b>第4節 擁壁工</b>  <b>3-4-8 落石防護工</b>                      2. 受注者は、ワイヤロープ及び金網(削除)の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p>